

# 松島町農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

松 島 町

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### (1) 現況

当町では、吉田川の用水等を活用した北部農業振興地域と、手樽干拓を中心とした南部農業振興地域があり、いずれも複数箇所ではほ場整備事業が実施され、水田を中心とした優良農地が広がっている。

しかしながら、未整備水田の存在や農業者の高齢化及び後継者不足等により、優良農地の減少や耕作放棄地の発生が懸念されている。

このような状況をふまえ、優良農地の保全と活用を図るため、後継者の育成や新規就農者の確保に努めるとともに、農業用水路や農道等の保全に係る農業者の負担を軽減し、担い手に必要な環境を整備する必要がある。

さらに、生物多様性の保全や環境保全に対する住民意識の高まりを活かし、多面的機能を持つ農業の必要性について広く啓発し、環境保全活動の促進や環境負荷の軽減に配慮した農業の普及に取り組む必要がある。

### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業を推進し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

## 3 法第6条第2項第1号及び第3号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

|   | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業             |
|---|-----------|-----------------------|
| ① | 農業振興地域    | 法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業 |

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

特になし